

Topics

中国税務最新動向

中税諮詢集団 シニアパートナー 王銳 著
信成国際税理士法人 代表社員 高木慎一 監修

☆《国家税務総局〈中国居住者身分証明書〉の発行に係る公告〉の解説 (国家税務総局公告, 2016年第40号, 2016年6月28日発布)

納税者及び税務機関の理解と手続きの利便化の為、《国家税務総局〈中国居住者身分証明書〉の発行に係る公告》(以下、「公告」)について以下のとおり解説する。

一、《公告》発布の背景

対外経済進出戦略(国外進出戦略)の推進、現代版シルクロード構築戦略(一带一路戦略)の実施に伴い、中国居住企業及び個人による海外投資、海外での経営並びに役務提供等の活動は顕著に増加している。このような状況のもと、海外解放戦略を一層促進し、民衆の利便性のために税務業務を行う活動(便民办税春风行動)の更なる発展、業務フロー簡素化の推進、税務業務の向上を図るため、企業及び個人による《中国居住者身分証明》(以下、《居住証明書》)の発行手続きを利便化し、納税者への租税条約の恩典享受をサポートするため、税務総局は《公告》を発布した。

二、《公告》による主な改訂内容

(1) 手続きの簡素化

居住者証明書の発行権限を、従来の市税務機関から県税務機関に拡大する。分権化を図ることで、資料提出及び手続きに必要な手続きを簡素化した。

(2) 手続き期限の明確化

居住者証明書の発行に要する手続き期限を規定した。主管税務機関は10日営業日以内に資料等の確認

及び発行手続きを終えなければならない。また、上級の税務機関に対する確認を要するものについても、原則として20日以内に手続きを終えなければならない。

(3) 提出資料の明確化

《居住者証明書》申請の際に必要な納税証明書の提出もしくは説明を不要とした。また、中国税法規定に基づき各種の情報を連携させ、《居住者証明書》の申請に必要な提出資料を明確化した。主管税務機関が補足資料の提出を要求する場合、当該要求は1回に纏めて行う必要がある。

(4) 納税サービスの向上

実務上の状況に鑑み、租税条約相手国の主管税務当局が《居住者証明書》の様式に対し特別な要求があるときは、《公告》に準拠して手続きを行う事ができることを規定した。同時に、《公告》では、各地の税務当局が、《居住者証明書》の発行事務について一層の効率化、期限の短縮を行う事を認めており発行事務を利便化している。

(5) 記載方式の調整

《公告》の関連条項において、《中国居住者証明書》申請表と《居住者証明書》の様式について調整を加えている。

三、《公告》の執行期間

2016年10月1日より執行する。

☆《国家税務総局〈輸出税還付(免税)企業分類管理弁法〉の改訂に係る公告〉の解説 (国家税務総局公告, 2016年第46号, 2016年7月13日発布)

一、輸出税還付(免税)企業分類管理弁法が改訂された背景

輸出税還付に係る管理の改善、管理の品質及び効率の向上、並びに納税者の順法精神を向上させるために、税務総局は2015年に《輸出税還付(免税)企業分類管理弁法》(国家税務総局公告2015年第2号

発布、以下《旧弁法》)を発布し、輸出企業の納税信用度、税法順法度等の状況に従い、輸出還付(免税)企業を4種類に分類し、目的を定めた分類(差別化)管理及びサービス措置を実施してきた。納税信用度が高く、かつ、順法度が高い第1類、第2類の企業に対しては、還付措置に関する申請手続きの

Topics

簡素化、還付期限の短縮といった特典を用意している。一方、納税信用度の低い第4類の企業に対しては、管理の強化、厳しい審査により、厳格なリスク管理を行っている。

《旧弁法》の施行は、管理効率の向上、還付手続きのスピード及び効率の上昇といった効果をもたらすと共に、誠実な経営を促進しており、関連部門及び輸出企業からも評価を得ている。

《旧弁法》は以上のような一定の効果を得ているが、このほど、党中央・國務院は、税還付分類管理弁法の更なる改善について新たな条件を提示しており、同時に、《旧弁法》執行過程において、一部の企業または団体からも旧弁法の完備化に関する意見が挙げられていた。このような状況のもと、分類管理の効果を一層高め、対外貿易に関する新業態の発展、対外貿易の安定回復の促進のため、税務総局は《旧弁法》について改訂を行い、《国家税務総局〈輸出税還付(免税)企業分類管理弁法〉の改訂に関する公告》(以下、《新弁法》)を発布した。

二、《旧弁法》と比較した《新弁法》の主要な改訂ポイント

- (1) 海外貿易の状態に応じて第1類企業への分類基準を設定した。生産企業、貿易企業、貿易総合サービス企業のそれぞれに対して第1類企業の評価基準を設定し、分類基準の実用性を高めた。
- (2) 第1類企業の割合を適度に増加させた。第1類企業による模範的機能を一層発揮させるために、リスク管理を前提に、《新弁法》では分類条件を適度に緩和し、第1類企業の割合を増加させた。
- (3) 貿易総合サービス企業の発展をサポート。貿易総合サービス企業は保有資産が少額である(アセットライト)という特徴に応じ、《新弁法》で

は貿易総合サービス企業の第1類企業の純資産比率基準について、旧弁法の100%以上から、30%以上という基準に下げた。

- (4) 誠実な対応へのインセンティブと違反への罰則強化。社会信用システムの構築を推進する観点から、《新弁法》では、分類管理において、誠実な対応へのインセンティブと違反への罰則強化の措置を織り込んでいる。例えば、第1類企業への区分評価においては、企業の納税信用等级に加えて、税関、外貨管理部門による分類状況も評価の基準とする事により、順法者に対しては障害のない良好な雰囲気を作り出している。一方、明らかに違反企業リストにリストアップされる企業は第4類に分類され、至る所で制限を受ける事になる。
- (5) 総合的な還付対応速度の向上。《新弁法》では、第2類、第3類の企業からの税還付申請の審査期限が、《旧弁法》の20営業日から10営業日または15営業日に短縮された。一方、分類企業数の増加により税務機関の作業量も増加する事に鑑み、税務機関のサービス品質を確保するために、《新弁法》では、第1類企業に対する審査期限をこれまでの2営業日から5営業日に延長した。総合的には、《新弁法》は還付対応速度の一層の向上を図っている。
- (6) リスク管理の強化。権限移譲、管理の向上、サービス向上を総合的に推進するために、《新弁法》では、税務機関が輸出企業に対するサービスの利便化を要求すると同時に、事前の注意喚起、申請書に対する厳重なチェック、事後的な評価を通して、サービスの向上のみではなく、リスク管理を徹底している。

※本記事は、中国政府、国家税務総局及び地方税務局が発布した法律、政令及び通達に関して、中税諮詢集団(以下、「CTAC」といいます。)が作成・和訳したものを、信成国際税理士法人が監修したものです。概略的な内容を紹介する目的で作成したもので、記事中の見解や意見は著者個人のものであり、内容の正確性及び本記事内容に対する権限ある当局の認容を保証しません。また、CTAC及び信成国際税理士法人は本記事の情報をういて行う一切の行為及びそれにより生じたいかなる損害にも何ら責任を負うものではありません。